

橋 シ 第 4 6 号
令和 7 年 1 月 2 9 日

お客様各位

公益社団法人橋本市シルバー人材センター
代 表 理 事 堀 川 憲 一

配分金基準単価の改定について（お知らせ）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当センターの事業運営に関しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 6 年 1 0 月 1 日から和歌山県最低賃金が改定されたことで、一部の配分金が最低賃金を下回っていることから配分金基準単価の改定をさせていただきます。

つきましては、下記のとおり配分金を改定致したく、利用者様にはご負担をお掛けしますが、ご理解のうえ、今後も引き続き当センターをご利用いただけますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

【改定内容】

1. 改定年月日 令和 7 年 4 月 1 日
2. 改定前 9 5 0 円 ⇒ 改定後 1, 0 5 0 円
3. 軽作業（草引き・屋内外清掃作業等）